

農地法第3条解除条件付賃貸借（申請に必要な書類等）

解除条件付賃貸借とは

農業生産法人以外の法人であっても、要件を満たせば解除条件付で農地を借り受けることが可能です。

農地法申請

1. 農地法第3条許可申請書

添付書類等

定款

登記簿謄本（現在事項証明書）

全部事項証明書

農地賃貸借契約書（以下の内容が記載されたもの）

- ・賃貸借契約が終了したときは、賃借人は、その終了の日から〇日以内に、賃貸人に対して目的物を現状に復して返還する。
- ・賃借人は賃貸人に対し、賃貸人が現状に復するために要する費用及び賃貸人に与えた損失に相当する金額を支払う。
- ・賃貸人の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させる事となった場合には、賃借人は、賃貸人に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。

営農計画書

収入印紙（200円×2）←契約書に使用

印鑑（認め印可）

2. 許可後の報告（報告法人の定める事業年度終了後3ヶ月以内・毎年）

（1）農地等の利用状況報告書

（2）添付書類

①定款の写し

②農作業従事者の確保状況が把握できる資料（出勤記録の写し又は出勤簿等）

③農地等の利用状況が把握できる現況写真等

④損益計算書の写し